

朝倉市地域福祉活動計画

第1期(平成21年度～平成25年度)計画

求められる地域福祉と その実現への新しい取り組み



誰もが「朝倉市に住んでよかった」と言えるまちづくりを、市民の皆さまと共に創っていく。

これが朝倉市社会福祉協議会の使命です。

その使命の実現にどう取り組み、すすめていくか。

その指針を市民の皆さまと共に創ることをめざしました。

それがこの「朝倉市地域福祉活動計画」です。

朝倉市は平成18年3月に、甘木市・朝倉町・杷木町が合併、旧甘木市の11地区社会福祉協議会に加えて朝倉・杷木地区にも設置し、さらに平成20年10月新たに美奈宜の杜地区の参加を得て、併せて14地区それぞれの実情に合った個性ある地域福祉活動が展開されています。

また、福岡県内の市町村の中で三番目に広い面積を有し、内陸的な気候は有数の農作物を育て、人々のくらしも心も穏やかですが、高齢化・少子化・過疎化はすすみ、地域で安心して暮らすためには、地域で支え合う力が不可欠だといえます。

平成19年度に、朝倉市の「地域福祉計画」が策定され、自助・共助・公助それぞれに役割を担う仕組みづくりを「ともに認め合い 支え合う めくもりあるまちづくり」と市民に広くアピールされました。

朝倉市社会福祉協議会は、この計画に基づき、主に「地域でできること(共助)」の具体的な取り組みを実施するために、各地区社会福祉協議会・市老人クラブ連合会やさまざまな団体、市民の皆さまとの地域福祉活動会議や、市民・福祉団体へのアンケートを行ないました。

まさに市民の皆さまとの協働で、朝倉市社会福祉協議会の地域福祉活動の指針となる「地域福祉活動計画書」が策定できたと確信いたします。

今後、この計画書をもとに、皆さまと共に地域福祉活動をすすめる社会福祉協議会をめざして行きたいと思います。

最後になりましたが、この計画策定にあたり、ご協力いただきました地域福祉活動計画策定委員の皆さまをはじめ、多くの関係者の皆さま方に心より感謝とお礼を申し上げますとともに、今後一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年3月

社会福祉法人 朝倉市社会福祉協議会

会 長 多 田 悦 子

地域の実態が反映する 活動計画の策定に向けて

今回の地域福祉活動計画の策定は、地域の実態と課題を明らかにし、今後行政や朝倉市社会福祉協議会と相携えながら、地域住民や福祉団体の主体的・自主的な活動をめざすものです。

地域の多様なニーズと課題を市民の立場に立って考え、市民の自主的な活動計画になるように、14 地区の社会福祉協議会や福祉関係者、地区老人クラブなどとの地域福祉活動会議や懇談会を行いました。

また市民の福祉に対する意識調査を行い、朝倉市の全世帯と福祉関係者全員に、アンケートを実施致しました。

計画書の特徴としては、第 1 に 14 地区を 4 つの特性別類型に分類したことです。

第 2 にその類型に基づいて、事業・活動内容ごとに進度計画を設定し、検討・実施・随時実施と初年度・3 年以内・5 年以内と計画目標を明示したことです。

今回実態を把握していくうちに、いくつかの課題が浮かびあがりました。どの地区も少子高齢化がすすみ、買物や病院・福祉施設利用の為の「移動手段の確保」が急務ということです。

現在朝倉市がすすめている地域公共交通総合連携計画に合わせ、地域に応じた取り組みが市民と共になされる必要があります。また、新たなコミュニティの組織が形成されようとしているなか、既存の組織との連携協力などが試行されていくことになるでしょう。さらに、地域福祉の中心的担い手であるボランティアの高齢化に伴い、住民意識の醸成と新たなボランティアの育成・活動が重要となってきます。

今回の策定にあたり、各地区にはそれぞれの歴史と伝統に基づく福祉団体があり、福祉活動が行なわれていることを改めて認識し心強く感じました。これまで培われてきた郷土愛と人を思いやる福祉の心がそれぞれの地域に根つき、脈々と受け継がれていることに今後も明るい展望が開けると確信しました。

最後に、この地域福祉活動計画書を作成するにあたり、ご協力をいただきました皆さまに、感謝の意を表したいと存じます。



平成 21 年 3 月

朝倉市地域福祉活動計画策定委員会

委員長 実藤輝夫

目 次

《第1章》 朝倉市地域福祉活動計画づくり	1
1 「朝倉市地域福祉活動計画」づくりの位置づけ	1
(1) 現行の福祉法令や制度のなかでの「朝倉市地域福祉活動計画」	1
(2) 朝倉市の各種計画との関係	1
(3) 「地域福祉計画」の方向性	2
(4) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」との関係	4
2 朝倉市地域福祉活動計画づくりの体制	5
3 朝倉市地域福祉活動計画づくりの経過	6
《第2章》 朝倉市地域福祉活動計画の組み立て	9
1 進捗と年次計画の見通し方	9
2 事業・活動での自助・共助・公助連携	10
3 事業・活動事項の分野	11
《第3章》 地域福祉活動の地区別現況と実施事項における課題分析 ...	13
1 朝倉市における地区別福祉活動の体制	13
2 地区別に見た地域福祉活動の特性	17
3 総論的に見た地域福祉活動の課題	20
《第4章》 朝倉市地域福祉活動計画	21
1 「朝倉市地域福祉活動計画」の方向性	21
2 実施地区の特性別類型化	24
3 地区類型別の「地域福祉活動計画」	24
《第5章》 計画の推進過程における点検評価と調整	33
1 「計画」というもののもつ進行調整の必要性	33
2 点検・評価を行う場と主体	33
3 点検・評価を行う時期	33

《第6章》 地域福祉活動計画推進における

朝倉市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の役割 …… 35

- 1 住民への地域福祉活動の推進 …… 35
- 2 地域福祉活動計画進行体制の整備 …… 36

《資料編》

- 1 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 …… 1
- 2 地域福祉活動計画策定委員会選出区分 …… 2
- 3 地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 …… 2
- 4 地域福祉活動計画策定の経緯 …… 3
- 5 地域福祉活動に関する根拠法令・制度の要点 …… 5
 - (1) 地域福祉の定義化 …… 5
 - (2) 法律上の社会福祉協議会の位置づけ …… 6
- 6 アンケート調査結果の概要 …… 6
 - (1) 住民向けのアンケート調査 …… 6
 - (2) 住民向けのアンケートのまとめ …… 9
 - (3) 福祉団体関係者向けのアンケート調査 …… 9
 - (4) 福祉団体関係者向けのアンケートのまとめ …… 15
 - (5) アンケートの自由記述欄意見の取りまとめ …… 16
- 7 地域福祉活動会議実施結果の概要 …… 18
 - (1) 地域福祉活動会議の経緯 …… 18
 - (2) 地区別協議結果の一覧 …… 19
 - (3) 高齢者組織対象の地域福祉活動会議の経緯 …… 29
 - (4) 高齢者組織対象の地域活動会議のまとめ …… 29

《第1章》 朝倉市地域福祉活動計画づくり

1 「朝倉市地域福祉活動計画」づくりの位置づけ

(1) 現行の福祉法令や制度のなかでの「朝倉市地域福祉活動計画」

わが国の社会福祉は、歴史的にさまざまな取り組みがなされてきましたが、戦後の生活困窮な時代(昭和20年代)に保護や救済を目的として新たな施策が展開されてきました。その後の高度経済成長によって人々の生活が豊かになる半面、介護や子育てなどの新たな福祉ニーズが顕在化し、これからの社会に対応する多様な福祉の展開が必要となってきました。

こうした流れを受け、平成10年からの中央社会福祉審議会での論議を経て、平成12年に社会福祉の基礎構造改革の根幹をなす「社会福祉法」が制定され、個人の尊厳の保持、福祉サービス利用者の自立支援、個人の選択に基づく福祉利用とともに、「地域福祉の推進」が基本理念として定められました。

朝倉市は、平成18年3月に甘木市、朝倉町、杷木町が合併して誕生した人口約6万人の市であり、それまで旧市町で、それぞれの福祉政策が展開されてきました。合併を機に朝倉市の福祉の指針として、平成19年度に「朝倉市地域福祉計画」が策定されました。

「朝倉市地域福祉計画」は、少子高齢化が進行するなかで、地域で安心・安全な生活を営むために、「自分でできること(自助)」「地域でできること(共助)」「行政でしかできないこと(公助)」をそれぞれに役割を担い連携を図るための仕組みづくりである『**ともに認め合い 支え合う めくもりあるまちづくり**』をめざすものです。

この計画に基づき、「地域でできること(共助)」、「自分でできること(自助)」、「共助・自助と公助との調整を図ること(公助連携)」の具体的な取り組みを、さまざまな団体や関係機関、住民の皆さんと協働して朝倉市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会が、「朝倉市地域福祉活動計画」を策定しました。

今後、朝倉市や関係機関との連携を図りながら、この計画に沿って住民主体で地域福祉活動をすすめてまいります。

(2) 朝倉市の各種計画との関係

朝倉市においては、社会福祉法第107条に基づく「朝倉市地域福祉計画」が平成19年度に策定されました。市町村が策定する地域福祉計画は、法律上は、地方自治法による市町村の基本構想を地域福祉の面から補完する行政計画です。

「朝倉市地域福祉計画」は、次頁に示すように高齢者福祉、子育て支援・児童福祉、障がい福祉など、他の福祉分野における行政計画との整合性を図りながら、住民の生活全般にわたる福祉の向上をめざしています。

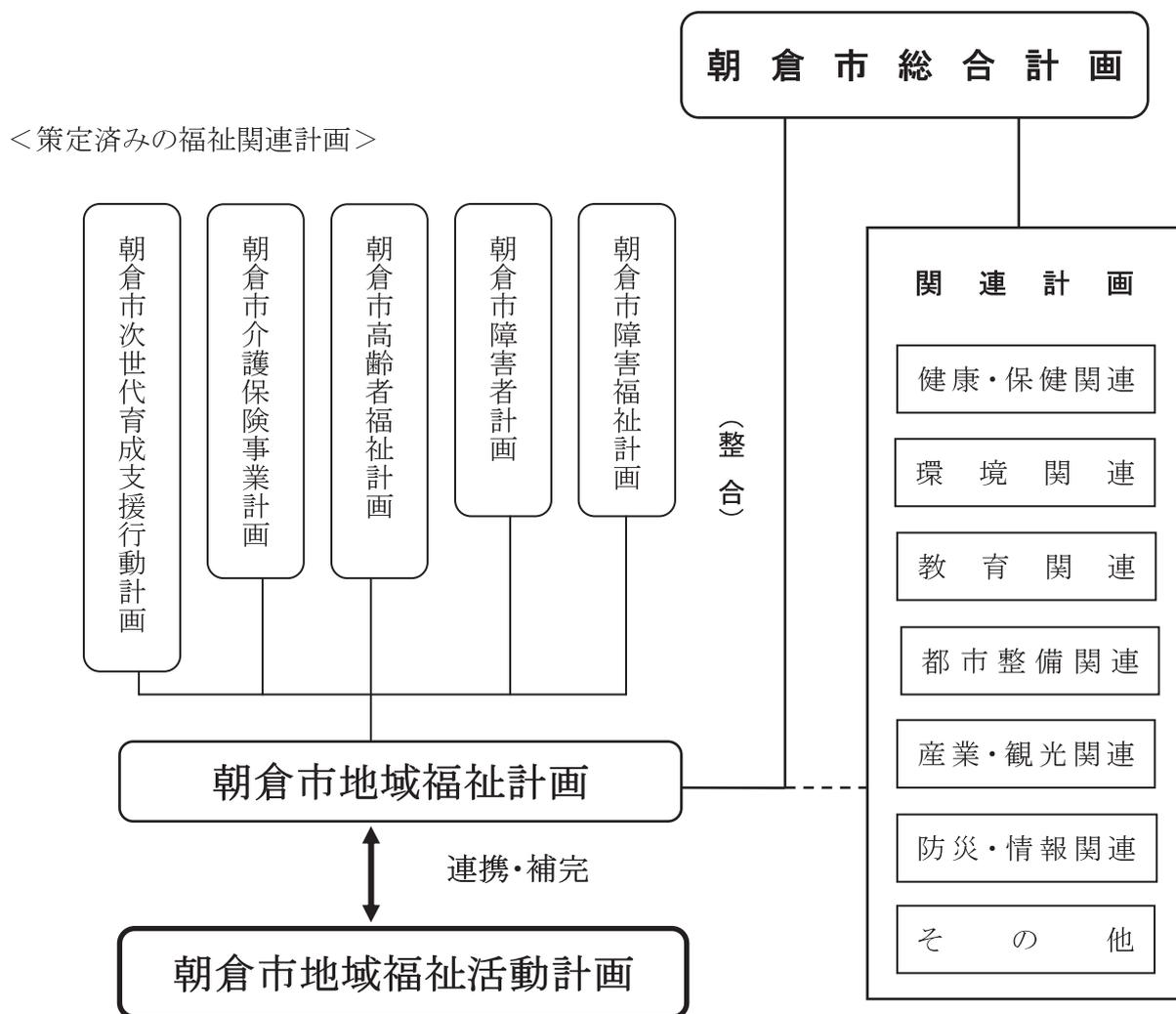
この「朝倉市地域福祉計画」を受けて、具体的な取り組みを「朝倉市地域福祉活動計画」として、地域福祉の中核的役割を担っている朝倉市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）・地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）が策定しました。

(3)「地域福祉計画」の方向性

「福祉」はこれまでのように特別なニーズをもつ人のみではなく、必要となったときには誰もがその対象となります。これからは地域で安心・安全な生活を営むことが大切であり、その指針として、自分でできること、地域でできること、行政でしかできないことをそれぞれに役割を担うための仕組みづくりが「朝倉市地域福祉計画」です。

住民同士がお互い良き隣人として認め合い、協力関係を深めるなかで、地域の活性化、福祉のまちづくりをめざして、5つの基本目標が設定されています。

計画の位置づけ



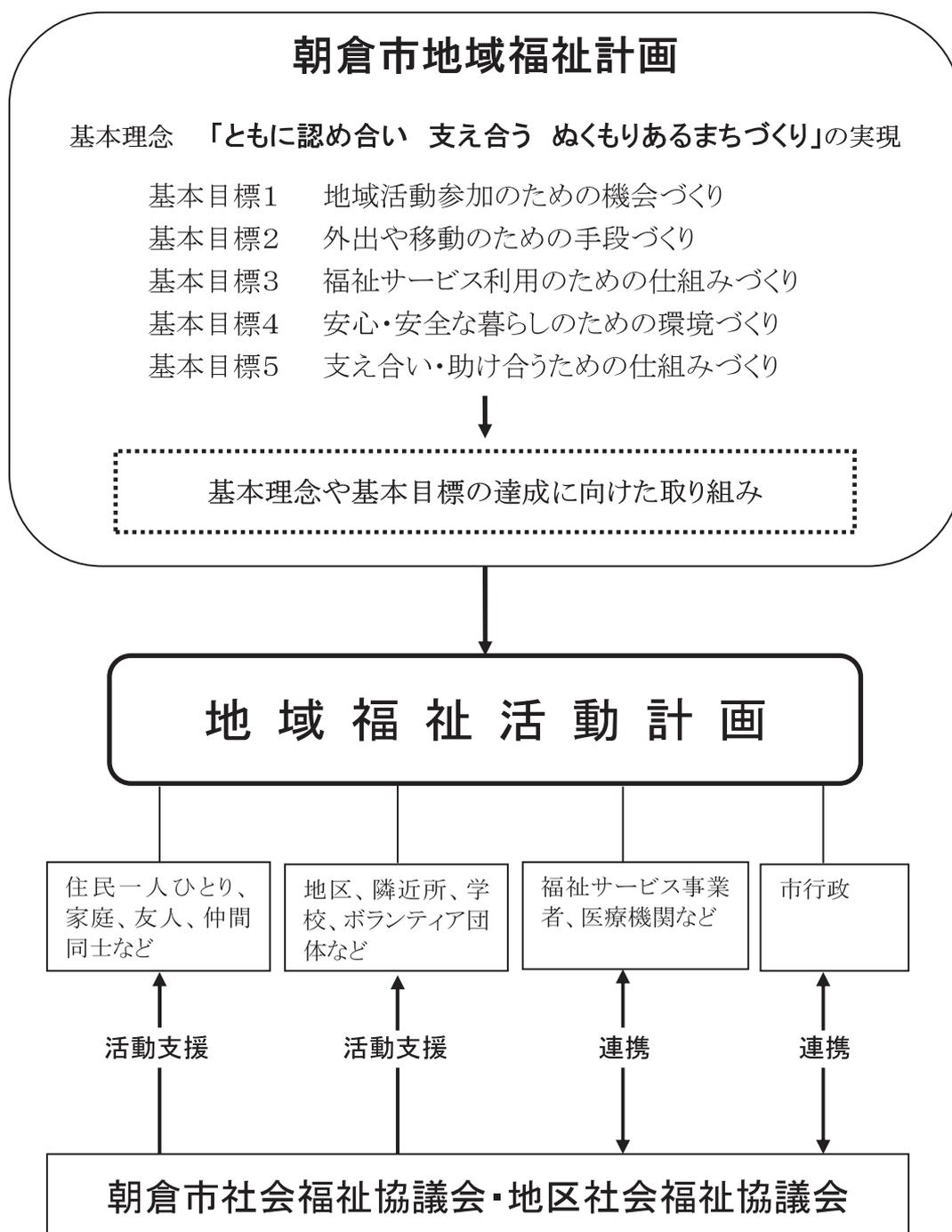
基本目標1 「地域活動参加のための機会づくり」

住民が地域の一員としていきいきと暮らしていけるよう、さまざまな交流や福祉意識の醸成を図り、地域活動に気軽に参加できる機会づくりをすすめます。

基本目標2 「外出や移動のための手段づくり」

外出や移動に不便を感じることなく生活できるよう、いつでも安心して外出や移動できる手段づくりをすすめます。

本計画の位置づけ



基本目標3 「福祉サービス利用のための仕組みづくり」

誰もががのびのびと暮らしていけるように、情報提供や相談支援の充実・福祉サービス事業者の育成を図りながら適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくりをすすめます。

基本目標4 「安心・安全な暮らしのための環境づくり」

安心して生活できるよう、より快適な住環境の整備や地域の連携体制の構築を通じて、住みやすいまちづくりに努め、地域で安心・安全に暮らせる環境づくりをすすめます。

基本目標5 「支え合い・助け合うための仕組みづくり」

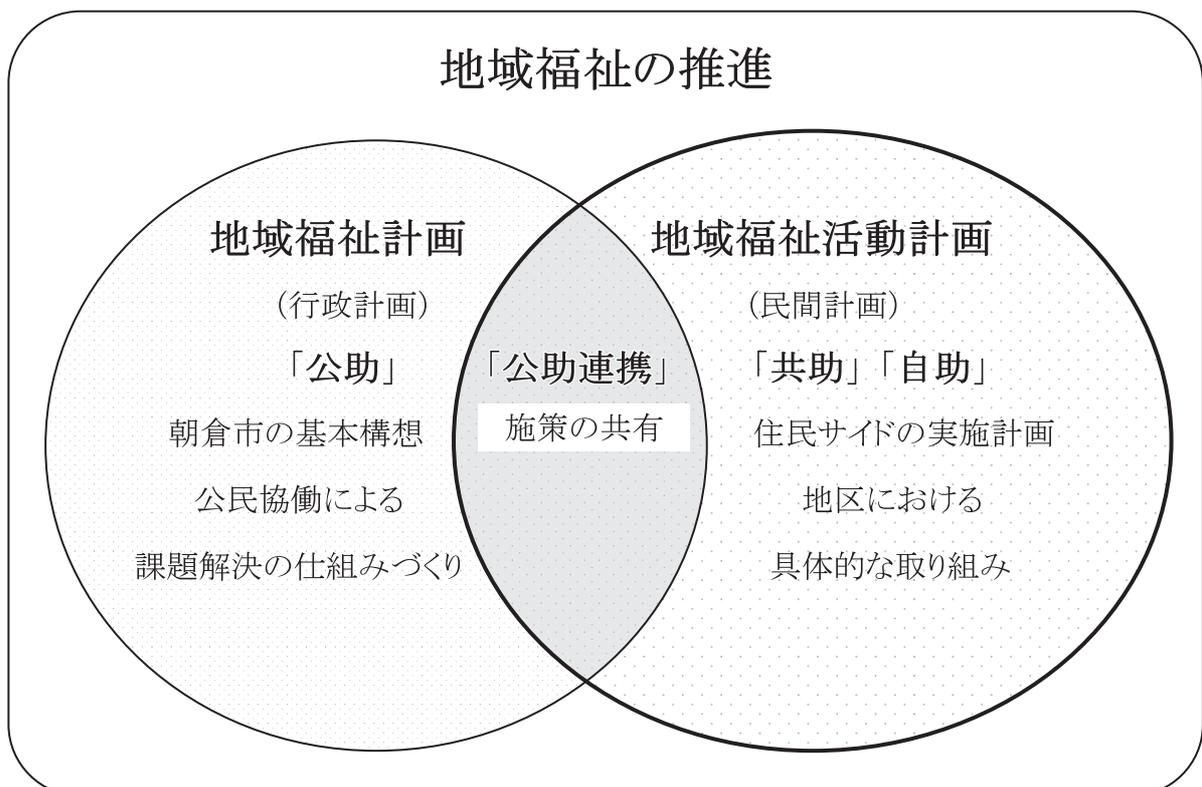
誰もが住み慣れた地域で近隣の人びととともに暮らしていけるよう、身近なところで支え合い・助け合う仕組みづくりをすすめます。

(4)「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」との関係

平成20年3月に朝倉市が策定した「朝倉市地域福祉計画」では、地域に関わるさまざまな担い手が連携し課題を解決する取り組みをすすめていくために、地域でお互いに支え合う仕組みが提起され、市社協・地区社協については、各種施策・事業での具体的な活動が期待されています。

これを踏まえ、市社協・地区社協は朝倉市や関係機関などと連携を図りながら、地域福祉を推進・実践する組織として、住民が行う福祉活動への支援、地域福祉の推進に必要な事業を企画・実施することが大切であり、本計画はその取り組み方向を明確化するものです。

「地域福祉活動計画」は、朝倉市が策定した「地域福祉計画」と協調し、お互いに役割分担をし、連携し合いながら地域福祉を推進する関係づくりを共有します。



2 朝倉市地域福祉活動計画づくりの体制

計画の策定にあたっては、市社協関係者、地区社協会長、行政関係者、学識経験者で構成される「社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画策定における内容などの協議を実施しました。また、計画策定のための実務(企画・検討)作業を行うために、プロジェクトチームを設置し、計画策定における事務は、市社協が担当しました。

